

電気通信大学における公的研究費の不正防止の組織体制及び調査 の手續き等に関する取扱規程

平成19年 4月11日
改正
平成20年 4月 1日
平成26年 2月26日
平成27年 3月26日
平成28年 3月23日
平成28年 6月30日
平成28年 7月27日
平成28年12月27日
平成29年 1月26日
平成29年 2月28日
平成29年 9月28日
平成30年 3月30日
平成30年10月29日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織及び任務（第3条—第8条）
- 第3章 不正に対する措置等（第9条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）が管理する公的研究費の不正防止体制及び不正が疑われる場合の調査の手續き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、運営費交付金対象事業費、奨学寄附金、共同研究、受託研究及び競争的資金等をいう。
- (2) 「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金をいう。
- (3) 「不正」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4) 「配分機関」とは、本学に対して競争的資金等を配分する機関をいう。

第2章 組織及び任務

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)とする。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、不正防止体制整備に必要な予算、人員配置等の必要な措置を行い、公的研究費がより効果的かつ効率的に活用される環境を整えるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 研究担当理事は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)とする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織体制を統括し、基本方針に基づく具体的な不正防止対策を策定、実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(管理責任者)

第5条 別表第1に掲げる各部局等(以下「各部局等」という。)における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として管理責任者を置き、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 統括管理責任者の指示の下、管下における不正防止対策を実施するとともに、実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、管下の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、不正防止に係る教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 不正防止を図るため、管下の構成員の公的研究費の管理、執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(副管理責任者)

第6条 各部局等に管理責任者の業務を助けるため副管理責任者を置くものとし別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(基本方針の見直し等)

第7条 最高管理責任者は、定期的に統括管理責任者、管理責任者から公的研究費の運営・管理について報告を受け、必要に応じて基本方針又は不正防止対策の見直しを行うものとする。

(公的研究費不正防止委員会)

第8条 本学に大学全体の観点から不正防止の推進を担当する組織として、電気通信大学公的研究費不正防止委員会(以下「不正防止委員会」という。)を置く。

2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる事項について、大学全体の具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

(1) 公的研究費の不正防止に係る教育及び啓蒙活動に関すること。

(2) 公的研究費の不正防止に係る研究環境の整備及び改善に関すること。

(3) 公的研究費の不正行為の防止に関すること。

- 3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) 管理責任者から学長が指名する者
 - (4) 理事
 - (5) 副学長
 - (6) その他学長が指名する職員
- 4 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 不正防止委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

第3章 不正に対する措置等

(不正使用に対する告発)

第9条 何人も、公的研究費の不正の疑いを発見したときは、名を明かすことを原則として、電話、FAX、電子メール、書面、面談により、不正が疑われる研究者等（以下「被告発者等」という。）の不正の態様等を告発することができる。

- 2 前項に定める告発を受け付ける窓口は公益通報受付担当者とする。
- 3 公益通報受付担当者は、告発を受け付けた場合には、統括管理責任者及び最高管理責任者並びに監事に報告するとともに、速やかに当該告発を受け付けた旨を、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。

(不正調査委員会の設置)

第10条 最高管理責任者は、監査により不正が疑われる情報を知り得たとき、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘のあったとき又は告発を受け付けたとき（以下「告発等の受付」という。）は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、競争的資金等においては、当該調査の可否を配分機関に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により調査を要すると判断した場合は、速やかに不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることとする。
- 4 調査委員会は、最高管理責任者が指名する次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 理事又は職員 1名
 - (3) 被告発者等の所属部局等の管理責任者
 - (4) 教育研究評議員 2名
 - (5) 総務部総務課、総務部経理調達課及び学術国際部研究推進課所属職員 若干名
 - (6) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等） 若干名
 - (7) その他特に必要と認める者 若干名
- 5 前項第6号に定める者は、本学、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者

でなければならない。

(委員長)

第11条 調査委員会に委員長を置き、前条第4項第1号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第12条 調査委員会に副委員長を置き、第10条第4項第2号の者をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催等)

第13条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 調査委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
- 3 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。
- 4 調査委員会の事務は、総務部経理調達課において処理する。

(調査方法等の協議、調査結果)

第14条 最高管理責任者は、競争的資金等においては、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、最高管理責任者及び監事に報告する。

(調査の実施手順)

第15条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- (1) 被告発者等及びその関係者からの事情聴取
 - (2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
 - (3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
 - (4) 競争的資金等においては、本学及び配分機関の使用ルールとの整合性の調査
 - (5) その他必要となる事項の調査
- 2 調査委員会は、調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに当該不正について最高管理責任者に報告するものとする。

(調査への協力等)

第16条 被告発者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

- 2 被告発者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(競争的資金等の調査に関する配分機関への報告等)

第17条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合にあつては、配分機関と協議の上、調査の中間報告を提出し、調査完了後速やかに最終報告書を提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに当該不正について認定し、配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関からの求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

5 最高管理責任者は、第2項による報告の結果、配分機関から不正に係る資金の返還命令を受けたときは、不正に関与した者から当該額を返還させるものとする。

(調査後の措置等)

第18条 最高管理責任者は、不正の内容に応じ電気通信大学就業規則等に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、第14条の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて告発者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による告発への対応)

第19条 最高管理責任者は、当該告発が悪意（被告発者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意志をいう。）によるものと認められたときは、当該告発者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(告発者の保護等に関する他の規程の準用)

第20条 告発者の保護等に関しては、国立大学法人電気通信大学公益通報者保護規程第12条から第14条までの規定を準用する。

(調査結果の公表)

第21条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに次に掲げる事項その他の調査結果を公表する。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順

2 最高管理責任者は、前項各号に掲げる事項について、合理的な理由がある場合には、非公表とすることができる。

第4章 雑則

(雑則)

第22条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日の前日において、改正前の第4条第2項第4号の規定により研究協力課所属職員として現に調査委員会委員である者については、改正後の第4条第2項第

4号の規定による研究推進課所属職員として調査委員会委員とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後も情報理工学部又は大学院情報システム学研究科として公的研究費を執行する場合におけるこの規程の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

部局等名		管理責任者	副管理責任者
情報理工学域	I類（情報系）	情報理工学域長	各類長
	II類（融合系）		
	III類（理工系）		
	先端工学基礎課程		課程長
	共通教育部		共通教育部長
大学院情報理工学研究科	情報学専攻	大学院情報理工学研究科長	各専攻長
	情報・ネットワーク工学専攻		
	機械知能システム学専攻		
	基盤理工学専攻		
	共通教育部		共通教育部長
	連携教育部		連携教育部長
コヒーレント光量子科学研究機	レーザー新世代研究センター	研究担当理事	センター長

構	量子科学研究センター	研究担当理事	センター長
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター		研究担当理事	センター長
宇宙・電磁環境研究センター		研究担当理事	センター長
脳科学ライフサポート研究センター		研究担当理事	センター長
i-パワーエネルギー・システム研究センター		研究担当理事	センター長
人工知能先端研究センター		研究担当理事	センター長
ナノトライボロジー研究センター		研究担当理事	センター長
先端領域教育研究センター		研究担当理事	センター長
フォトニックイノベーション研究センター		研究担当理事	センター長
燃料電池イノベーション研究センター		研究担当理事	センター長
スーパー連携大学院推進室		研究担当理事	室長
グローバル化教育機構		研究担当理事	機構長
附属図書館		研究担当理事	附属図書館長
保健管理センター		研究担当理事	センター長
全学教育・学生支援機構	大学教育センター	研究担当理事	センター長
	学生支援センター	研究担当理事	センター長
	アドミッションセンター	研究担当理事	センター長
情報基盤センター		研究担当理事	センター長
eラーニングセンター		研究担当理事	センター長
実験実習支援センター		研究担当理事	センター長
ものづくりセンター		研究担当理事	センター長
国際教育センター		研究担当理事	センター長
研究設備センター		研究担当理事	センター長
産学官連携センター		研究担当理事	センター長
UECアライアンスセンター		研究担当理事	センター長
社会連携センター		研究担当理事	センター長
広報センター		研究担当理事	センター長
UEC ASEAN教育研究支援センター		研究担当理事	センター長
UEC 中国教育研究支援センター		研究担当理事	センター長
UEC コミュニケーションミュージアム		研究担当理事	館長
教育研究技師部		研究担当理事	部長